

平成 14 年 6 月 21 日 制定（国空航第 266 号）  
令和 6 年 9 月 18 日 最終改正（国官参航安第 476 号）

航空局航空安全推進室長

## 航空機使用事業者における航空機乗組員の技能審査体制に関する指針

### 1. 目的

この通達は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 123 条第 2 項において準用する同法第 101 条第 1 項第 1 号の基準及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」（平成 12 年 1 月 28 日付け、空航第 69 号、空機第 68 号） III. 5. 2 の規定に関し、航空機使用事業者における航空機乗組員の技能審査体制に関する指針を定めることを目的とする。

### 2. 航空機乗組員の技能審査体制に関する指針

#### (1) 一般

航空機使用事業者であって運航基準を定めているものは、「運航規程審査要領細則」（平成 12 年 1 月 28 日付け、空航第 78 号、以下「細則」という。）第 3 章 6-1-3 (1) から(5)までの規定に準じて、当該運航基準に航空機乗組員の審査に関する事項を規定するものとする。

#### (2) 航空機使用事業技能審査操縦士の任用

航空機使用事業者であって運航基準を定めているものは、当該運航基準に、以下の条件を満たす者の中から知識、経験、技量及び人格が適当である者を航空機使用事業技能審査操縦士として任用することを規定するものとする。ただし、②の運用については、事業許可又は事業計画の変更の際に特例を設けることも可能とする。

①審査を行おうとする型式の航空機の機長であること

②当該社の事業の用に供する飛行機又は回転翼航空機の機長として、細則第 3 章

6-1-3 (6)①ロ. に準じた飛行時間有する者であること

③航空機使用事業技能審査操縦士に係る審査業務講習（最大離陸重量が 5,700 kg を超える飛行機又は最大離陸重量が 9,080 kg を超える回転翼航空機に係る航空機使用事業技能審査操縦士候補者にあっては、大型機審査業務講習を含む。）を修了した者であること

#### (3) 航空機使用事業技能審査操縦士の資格の維持

航空機使用事業者であって運航基準を定めているものは、次の事項を当該運航基準に規定するものとする。

①航空機使用事業技能審査操縦士は、審査業務講習を受講した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過するごとに、その 2 年の期間ごとに 1 回、定期的に、地方航空局統括事業安全監督官が行う航空機使用事業技能審査操縦士に係る審査業務定期講習（最大離陸重量が 5,700 kg を超える飛行機又は最大離陸重量が

- 9,080 kg を超える回転翼航空機に係る技能審査担当操縦士候補者にあっては、大型機審査業務定期講習を含む。) を受けなければならないこと
- ②航空機使用事業技能審査操縦士が、航空機使用事業技能審査操縦士にかかる審査業務定期講習を受けなかった場合には、当該航空機使用事業技能審査操縦士は解任されること
- (4) 航空運送事業に係る査察担当操縦士又は技能審査担当操縦士として認定又は承認を受け、同資格を維持している者は、前項(2)、(3)に関わらず、航空機使用事業技能審査操縦士として任用できるものとする。

### 3. 審査業務講習の受講

#### (1) 講習の申し込み

地方航空局統括事業安全監督官の行う審査業務講習を受けようとする者は、「審査業務講習申込書」（第1号様式）を地方航空局統括事業安全監督官に対して提出しなければならない。

#### (2) 講習の記録

審査業務講習を受講した記録は、「航空機使用事業技能審査操縦士審査業務講習記録カード」（第2号様式）に記録することにより行うものとする。

#### (3) 航空機使用事業技能審査操縦士の資格の更新

更新のための審査業務講習を受講する場合には、「審査業務講習申込書」と併せて、「航空機使用事業技能審査操縦士審査業務講習記録カード」を地方航空局統括事業安全監督官に対して提出するものとする。

### 4. 航空機使用事業技能審査操縦士審査業務講習記録カード

- (1) 航空機使用事業技能審査操縦士講習記録カードは、名刺サイズの両面刷りとする。
- (2) 初回の受講者に対しては、講習終了後に地方航空局統括事業安全監督官の決裁を受けた後に発行し、郵送するものとする。
- (3) 更新する受講者に対しては、講習申込書と併せて提出されたものを講習終了後に「航空局印」を押印して、即日交付するものとする。
- (4) 講習記録は、受講年月日、場所、航空局印を記載することにより記録を行う。

### 附則

- (1)この指針は、平成15年4月1日から適用する。
- (2)この指針の適用の際、現に技能審査担当操縦士に任用されている者は、この指針の適用の日から起算して2年を経過する日までの間に、2.(3)①に基づいて技能審査担当操縦士に係る審査業務定期講習を受けなければならない。

### 附則（平成23年6月30日）

この指針は、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和 3 年 6 月 23 日）

- (1) この指針は、令和 3 年 6 月 23 日から適用する。
- (2) この指針の適用日以前に、「航空機使用事業者における航空機乗組員の技術審査体制について（平成 16 年 6 月 28 日制定・国空航第 290 号）」1. (1)に基づき行われた航空機使用事業技能審査担当操縦士に係る審査業務定期講習の申し込みは、この指針の適用後の「航空機使用事業者における航空機乗組員の技能審査体制に関する指針」3. (1)に基づく申し込みとみなす。
- (3) この指針の適用日以前に「航空機使用事業者における航空機乗組員の技術審査体制について」2. (2)に基づき発行された航空機使用事業技能審査操縦士講習記録カード及び「航空機使用事業者における航空機乗組員の技術審査体制について」2. (3)に基づいた押印は、それぞれ、この指針の適用後の「航空機使用事業者における航空機乗組員の技能審査体制に関する指針」4. (2)に基づき発行された航空機使用事業技能審査操縦士講習記録カード及び「航空機使用事業者における航空機乗組員の技能審査体制に関する指針」4. (3)に基づいた押印とみなす。
- (4) 「航空機使用事業者における航空機乗組員の技術審査体制について（平成 16 年 6 月 28 日制定・国空航第 290 号）」は廃止する。

附則（令和 4 年 3 月 29 日 国官参事第 826 号）

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 6 年 3 月 13 日 国官参航安第 1130 号）

この指針は、令和 6 年 3 月 13 日から適用する。

附則（令和 6 年 3 月 29 日 国官参航安第 1236 号）

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 6 年 9 月 18 日 国官参航安第 476 号）

この指針は、令和 6 年 9 月 18 日から適用する。

第 1 号様式

審査業務講習申込書（初回・更新）		
氏名	住 所	
生年月日	年 月 日 生	
受講希望年月日及び場所		
備 考		
航空機使用事業に係る技能審査を担当する操縦士としての審査業務講習をうけたいので 申込をします。		
年 月 日		
申込者の氏名		
所属事業者の 名称及び所在地		
地方航空局統括事業安全監督官		殿

(注) 大型機審査業務講習を希望する者はその旨を備考欄に記載すること。

## 第2号様式

### 表面

 国土交通省	航空機使用事業技能審査操縦士 審査業務講習記録カード	
会社名： 氏名：		
上記の者は、東京航空局統括事業安全監督官の行う審査業務講習を修了していることを証します。		
東空航第　　号	年　　月　　日	東京航空局統括事業安全監督官

 国土交通省	航空機使用事業技能審査操縦士 審査業務講習記録カード	
会社名： 氏名：		
上記の者は、大阪航空局統括事業安全監督官の行う審査業務講習を修了していることを証します。		
阪空航第　　号	年　　月　　日	大阪航空局統括事業安全監督官

### 裏面

年月日	場所	航空局 使用欄	何月日	場所	航空局 使用欄